

# 事業系一般廃棄物？それとも産業廃棄物？

## 処理までの Yes/No フローチャート

**事業所** 事業所には、事務所、店舗、飲食店、工場、農業など営利を目的とするものばかりではなく、官公署、病院、学校、社会福祉施設、宗教法人なども含まれます。



事業活動に伴う廃棄物の発生

該当しない **NO**

01 廃棄物は次の種類に該当する？

### I、全ての業種で産業廃棄物となるもの

種類	具体例
燃えがら	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物などの各種焼却かす
汚泥	工場排水などの処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じた泥状物、建設工事で発生した汚泥などの有機性及び無機性のすべての汚泥
廃油	潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油などの廃油類、廃溶剤、タールピッチなど、鉱物性及び動植物性油脂の全ての廃油類
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃写真現像液など、全ての酸性の廃液
廃アルカリ	廃金属せっけん液、廃写真現像液など、全てのアルカリ性の廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど合成高分子系化合物の固形状及び液状のすべての廃プラスチック類。合成皮革くず、廃タイヤ（合成ゴム）、接着剤くず、発泡スチロールなども含む（一部受け入れ）
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど（一部受け入れ）
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去により生じたものを除く）、陶磁器くず、瓦の破片など（一部受け入れ）
鉱さい	高炉、平炉などの残さい、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かすなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリートの破片、れんがの破片などに類する不要物
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設で発生したばいじん、集じん施設により集められたもの

（一部受け入れ）に該当するものは、宗像清掃工場及び市の処理施設で処理できます。詳しくは、市役所環境課（TEL 36-1421）へお問い合わせください

該当しない **NO**

02 次の廃棄物の種類と業種の両方に該当する？

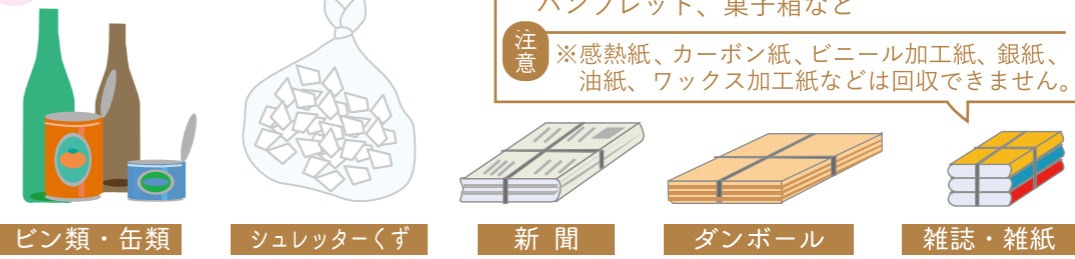
### II、業種によって産業廃棄物となるもの

種類	業種	具体例
紙くず	建設業	工作物の新築・改築又は除去により生じた紙くず
	パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業	印刷くず、製本くず、裁断くずなど
木くず	建設業	工作物の新築・改築又は除去により生じた木くず（伐採材や伐根を含む）
	木材・木製品製造業（家具製造業含む）パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業	木くず、おがくず、かんなくず、竹、ベニヤ類など
繊維くず	全事業所	貨物の流通のために使用した木製パレット、梱包木材
	建設業	工作物の新築・改築又は除去により生じた繊維くず
動物植物性残さ	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	糸くず、布くず、畳・絨毯などの天然繊維くずが含まれるもの
	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業	原料として使用した動物植物性残さ（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かす、穀物類、野菜くずなど）
動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場	家畜の解体などにより生じた固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
政令13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、IとIIの産業廃棄物に該当しないもの（汚泥のコンクリート固化物など）	

（一部受け入れ）に該当するものは、宗像清掃工場及び市の処理施設で処理できます。詳しくは、市役所環境課（TEL 36-1421）へお問い合わせください

**資源物** 事業所から排出される資源物を分別しリサイクルしましょう

### リサイクル可能な資源物の種類



OA用紙、ビニールを取ったティッシュ箱、パンフレット、菓子箱など  
 ※感熱紙、カーボン紙、ビニール加工紙、銀紙、油紙、ワックス加工紙などは回収できません。

**回収方法** 資源回収業者に直接収集依頼をする  
 （回収量によっては、買い取ってもらえる場合もあります）



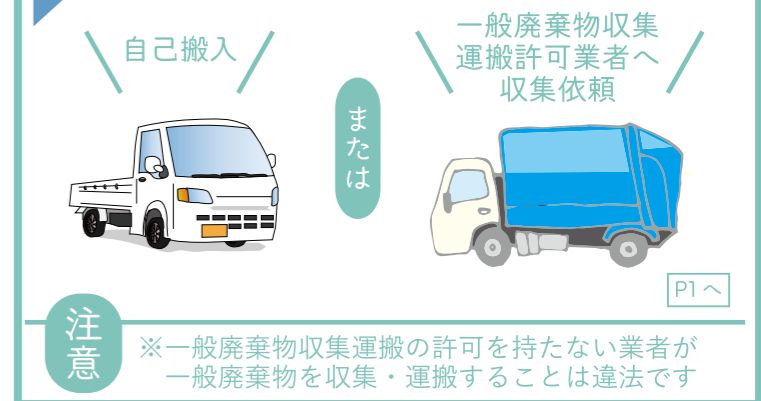
資源回収業者へ依頼

## 事業系一般廃棄物

事業所から事業活動に伴って出ているものうち産業廃棄物以外の物



## 収集・運搬



※一般廃棄物収集運搬の許可を持たない業者が一般廃棄物を収集・運搬することは違法です

## 処理

玄界環境組合 宗像清掃工場 (ECO パーク宗像)  
 TEL: 0940-62-0505

- 受入品目：事業系一般廃棄物
- 受入日時：月～土曜日（祝日可）、13時～16時30分
- 休み：日曜日、12月29日～1月3日
- 住所：宗像市池浦600番地1
- 持ち込み方法 ※事前申込は必要ありません  
 ごみを車などに積んで、計量窓口で受付後、係員の指示に従ってください。

○料金：10kgまでごとに170円

※市指定ごみ袋に入れる必要はありません



詳細はこちら

## 産業廃棄物

事業所から事業活動に伴って出るもので、法律に定める20種類のもの

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがある性状を有するものは「特別管理産業廃棄物」に該当し、特別管理産業廃棄物許可業者へ処理委託を行う必要があります。

産業廃棄物処理許可業者へ処理を依頼

問い合わせ先

- (公社) 福岡県産業資源循環協会 TEL: 092-651-0171
- 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 TEL: 0940-36-6322

産業廃棄物処理施設で処理

